

2012年11月8日  
(平成24年)

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

患者の診療に関することに係る個人情報を目的外に提供すること  
及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2012年11月1日付けで諮問（第526号）された患者の診療に関する  
ことに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人  
通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供  
する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由  
は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った理由

東京入国管理局横浜支局企画管理・調査部門 首席入国警備官 入国警備  
官警備長（以下 入国警備官）より、出入国管理及び難民認定法第28条第  
2項に基づく違反調査のため、藤沢市民病院で保有する診療録内容に関する  
照会がなされた。

出入国管理及び難民認定法第28条第2項の規定は、個人情報を目的外に  
提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機

関の裁量に委ねられている場合に該当する。そのため、藤沢市民病院診療録を入国警備官に目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 藤沢市民病院の診療録を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

(ア) 被照会者①(②の子)が藤沢市民病院にて平成19年9月出生した事実の有無。またその事実があれば、出生した事実が記載された診療録。

(イ) 被照会者②(①の母親)が藤沢市民病院に平成19年9月搬送され入院した事実の有無。またその事実があれば、搬送・入院した事実が記載された診療録。

イ 目的外に提供する相手方

東京入国管理局横浜支局企画管理・調査部門 首席入国警備官入国警備官警備長

ウ 目的外提供の根拠規定

出入国管理及び難民認定法第28条第2項

エ 目的外に提供する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、出入国管理及び難民認定法第28条第2項に基づくものである。

出入国管理及び難民認定法第28条第2項は「入国警備官は、違反調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対して照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならぬ拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した入国警備官によって行われるものであり、受け取った情報についても守秘義務が課せられている。また、調査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

入国警備官から、本件照会の詳細理由と提供する必要性について「被照会者②は被照会者①に関する在留資格申請の際に届書記載事項証明を提出したが、その証明のうち藤沢市民病院産婦人科医による出生証明書の『出生したところ及びその種別』欄の内容と、被照会者②の入国警備官に対する供述内容が一致しないことから、出生場所の事実確認を行う必要がある。なお、入国警備官は被照会者②に対し、①が出入国管理及び難民認定法違反(以下「違反」という。)容疑者として退去強制手続き中である旨は説明している。」との説明があった。

以上のことから、入国警備官が必要とする事実確認事項は、被照会者①②における出生状況についての記録であり、他手段での照会・調査では不可能と考えられる。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関にあるが、本件に係る照会は違反調査のために行うものである。個人情報を入国警備官へ目的外に提供することに伴い、被照会者①②へ本人通知を行うことは、今後の②からの供述内容に影響を及ぼし、違反調査の遂行に支障をきたす可能性があることを入国警備官に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出資料

ア 照会申出書

イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有する東京入国管理局横浜支局企画管理・調査部門 首席入国警備官 入国警備官警備長によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性については、「被照会者②は被照会者①に関する在留資格申請の際に届書記載事項証明を提出したが、その証明のうち藤沢市民病院産婦人科医による出生証明書の『出生したところ及びその種別』欄の内容と、被照会者②の入国警備官に対する供述内容が一致しないことから、出生場所の事実確認を行う必要がある。なお、入国警備官は被照会者②に対し、①が違反容疑者として退去強制手続き中である旨は説明している。」とのことである。

また、実施機関では入国警備官が必要とする事実確認事項は、被照会者①②における出生状況についての記録であり、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらか

じめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関では、本件の目的外提供は違反調査のために行うものであり、被照会者①②へ本人通知をした場合には、今後の②からの供述内容に影響を及ぼし、違反調査の遂行に支障をきたす可能性があることを入国警備官に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上